

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて
(平成28年6月30日建政－530)

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者（以下「準県内業者」という。）については、県内に営業拠点を有し、相当数の県内労働者を常時雇用し、県内雇用・経済に対する貢献度を勘案し、その取扱いを次のとおりとする。

1 準県内業者の定義

建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの

2 準県内業者に入札参加資格を認める工種

法面工事、電気工事、給排水冷暖房衛生設備工事、水道施設工事及び鋼構造物工事

3 入札参加資格要件等

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監－2083）第4条第2項に規定する運用基準による。

(2) 単体（法面工事）

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管－711）による。

※参考1 一覧表

①入札参加形態	②格付工種	③金額区分
特定JV	電気工事（電）	予定価格1億円以上
	給排水暖冷房衛生設備工事（給）	
	水道施設工事（水）	予定価格2億円以上
単体 （「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管－711）に規定）	鋼構造物工事（鋼）	
	法面工事（法面）	予定価格4,000万円未満

※参考２ 法面工事区分表

	工種区分	単体・JV	等級格付、建設業許可	地域要件	施工実績	配置予定技術者 (主任技術者)
①	種子吹付 厚層基材吹付 落石防護網 (予定価格4,000万円未満)	単体	法面工事A級、 とび・土工 工事業の許可	県内に主たる営業所	元請けとして同種工事の施工実績有り(JVは出資比率20	1級又は2級土木 施工管理技士(土木)
②	①以外の法面工事 (予定価格4,000万円未満)			県内に主たる営業所又は県内に営業所(準県内業者に限る。)	%以上に限る)	1級土木施工管理 技士
参考	4,000万円以上	JV	同上(代表者は特定許可)	代表者： 県内に営業所 構成員：県内に主たる営業所	同上(代表者のみ)	代表者：1級土木 施工管理技士 構成員：1級又は 2級土木施工管理 技士(土木)

なお、①の工種と他の工種(ロックボルト等)の複合の場合は②に区分する。

附則

- この取扱いは、平成28年7月15日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- 平成28年7月14日以前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附則(令和6年12月27日建政一1609 一部改正)

- この取扱いは、令和7年1月1日から施行する。